

第28回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第28期（2022年3月1日から2023年1月31日まで）

株式会社ゼットン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次の通りです。（最終改定 2022年5月25日）

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実に図っております。

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、「内部統制規程」、「企業倫理規程」および「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」および「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
- ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧

できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」にて、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことにより効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。
- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、「関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集

団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
- ・当社役員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会社役員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任する。
- ・監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
- ・法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

(ク) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等に関する事項

- ・ 監査等委員は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
- ・ 監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
- ・ 監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
- ・ 監査等委員会の職務の執行の必要性に応じて、監査等委員会は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。
- ・ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(ケ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ・ 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(コ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。

- ・2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。
- ・事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。
- ・使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2020年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保および効率化を進めております。当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の専決事項を除く重要な事項については「会議運営規程」に基づき、経営会議において決議を行い、業務執行の適正化及び効率の向上を図っております。

また、監査等委員である社外取締役2名を選任しており、専門の見地と豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。

(イ) 監査等委員会の活動について

毎月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行

い、連携を図っております。

(エ) コンプライアンス体制について

「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本計 合 計
	資 本 金	資 余 金	利 益 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	23,954	△217	2,058,963
当 期 変 動 額					
減 資	△1,117,416	1,117,416			—
欠 損 補 填		△438,476	438,476		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536		486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	925,013	—	486,536
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	948,967	△217	2,545,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△17,745	△17,745	2,041,218
当 期 変 動 額			
減 資			—
欠 損 補 填			—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	238,559	238,559	238,559
当 期 変 動 額 合 計	238,559	238,559	725,095
当 期 末 残 高	220,814	220,814	2,766,313

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | ZETTON, INC. |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- | | |
|----------|-------------|
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|----------|-------------|

ロ. 棚卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・ のれん

20年以内の合理的な期間で均等償却しております。

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

・ 長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社グループは、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施いたしました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社グループは、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前連結会計年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(米国連結子会社における助成金の処理について)

当社の連結子会社であるZETTON, INC. (米国) が受領したレストラン活性化基金 (Restaurant Revitalization Fund : RRF) について、当連結会計年度に使用した652百万円を、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」へ充当しています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

3. ASC第842号「リース」の適用

当連結会計年度より、米国会計基準を適用している在外子会社について、ASC第842号「リース」(以下、ASC第842号)を適用しております。ASC第842号の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産(純額)」が1,510,403千円、流動負債の「リース債務」及び固定負債の「長期リース債務」の合計が1,531,848千円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,144,486千円
無形固定資産	41,178千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,501,923千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

71,598千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,451,000株	一株	一株	6,451,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,234株	一株	一株	1,234株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	1,794,377	1,794,377	—
(2) 売掛金	208,633	208,633	—
(3) 差入保証金	360,646	357,864	△2,782
資産計	2,363,657	2,360,875	△2,782
(4) 買掛金	(385,864)	(385,864)	—
(5) 未払金	(263,320)	(263,320)	—
(6) 未払費用	(231,488)	(231,488)	—
(7) 短期借入金	(50,000)	(50,000)	—
(8) 長期借入金(1年内返済予定 のものを含む)	(930,676)	(927,181)	△3,494
負債計	(1,861,349)	(1,857,854)	△3,494

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

差入保証金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金及び未払費用並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0千円
差入保証金	145,099千円

(1)投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(2)差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 計
	資 本 金	資 本 余 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 資 合 本 計	
		資 本 備 金	そ の 他 利 益 余 金			
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	△438,476	△217	1,596,532	1,596,532
当 期 変 動 額						
減 資	△1,117,416	1,117,416			-	-
欠 損 補 填		△438,476	438,476		-	-
当 期 純 損 失			△141,405		△141,405	△141,405
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	297,071	-	△141,405	△141,405
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	△141,405	△217	1,455,126	1,455,126

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・8年～20年

構築物・・・10年～20年

工具、器具及び備品・・・2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社は、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施しました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社は、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前事業年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,310,950千円
無形固定資産	5,871千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,844,752千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

子会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 18,059千円

短期金銭債務 122千円

関連会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 252千円

短期金銭債務 198千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 71,598千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引高

親会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 2,284千円

子会社との取引高

営業取引による取引高 販売費及び一般管理費 8,346千円

営業取引以外の取引高 固定資産購入高 8,090千円

関連会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 356千円

販売費及び一般管理費 4,117千円

営業取引以外の取引高 300千円

(2) 減損損失

直営店舗（宮城県1店舗）

建物及び構築物 24,627 千円

工具、器具及び備品 3,147 千円

計 27,775 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,234株	一株	一株	1,234株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

	当事業年度
1年内	37,323千円
1年超	45,986千円
合計	83,309千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社 アダストリア	被所有 直接51.0	役員兼任	サービス提供	2,940	売掛金	354
				業務委託	1,620	売掛金	198
				業務委託	4,117	未払金	198

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

3. 株式会社アダストリアは、2022年2月より当社の親会社及び主要株主に該当しております。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZETTON, INC.	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	設備・備品 資金の立替	16,316	立替金	17,937

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	225円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	△21円92銭

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

13. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値=ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定